

令和 2 年 度

行政監査及び財政援助団体等監査結果報告書

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

北見市監査委員

目 次

1 監査のテーマ	-----	1
2 監査の種類	-----	1
3 監査の目的	-----	1
4 監査の対象	-----	1
5 監査の着眼点	-----	2
6 監査の方法	-----	3
7 監査の期間	-----	3
8 集計結果	-----	4
9 個別監査の結果	-----	14
10 監査意見	-----	29
11 むすび	-----	31

令和2年度 行政監査及び財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査のテーマ

「市の庁舎内に事務局を置く任意団体の事務執行について」

2. 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づく行政監査及び同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3. 監査の目的

北見市が各種の任意団体の育成や指導等を目的として、市の庁舎内にその団体の事務局を置き、本市の職員が団体事務に従事している事例が数多く存在していることが、平成22年度に行った行政監査により明らかになった。

前回の行政監査から10年が経過し、社会経済情勢や行政ニーズの変化、多様化する市民ニーズなど社会環境が刻々と変化する中、こうした事務局のあり方に、十分な公益性や必要性が存在するのか、任意団体の運営に関する諸規程が適切に整備され、市職員が適正に関与し、各種事務処理等の正確性や効率性、相互けん制の態勢などが適正に行われているかを再検証する必要がある。

これらのことを踏まえ、北見市における「市の庁舎内に事務局を置く任意団体の事務執行」について、今後の適正な事務執行の確保と市の行財政改革の推進に資することを目的に監査を実施した。

4. 監査の対象

本監査では、すべての部局を対象に、令和元年度に事業の実績があり、かつ、令和2年度において市の庁舎内に事務局を置き、本市の職員がその団体事務に従事している任意団体(実行委員会を含む。)について実施した。

なお、対象となる任意団体については、補助金等が交付されているかどうかなど、本市からの財政援助の有無を問わないものとした。

5. 監査の着眼点

行政監査及び財政援助団体等監査の実施に当たっては、監査の目的を踏まえ、着眼点を次のとおり定めた。

(1) 行政監査

① 任意団体の運営等は適切になされているか。

- ・任意団体の運営に必要な諸規程の整備が適切になされているか。
- ・総会や理事会等は規程に基づき適正に開催されているか。
- ・団体の意思決定や会計事務など、団体業務は適正に行われているか。
- ・内部監査などにより、十分な内部けん制の態勢がとられているか。
- ・市費の受け入れがある任意団体について、繰越金の規模や内容は適切か。

② 任意団体に対する市職員の関与は適切になされているか。

- ・市職員が任意団体の事務に従事する際の手続き等は適切に行われているか。
- ・市の事務と任意団体の事務との区分は明確になっているか。

③ 任意団体への支援等の将来的な方向性について

- ・任意団体の事務局を市に置く公益性や必要性について、適切に認識されているか。

(2) 財政援助団体等監査

(所管課)

- ・長年継続している補助事業で、個別の交付基準を整備しているか。
- ・交付の決定や確定時の審査が交付に係る規程等に適合しているか。
- ・団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- ・補助金等交付に係る一連の事務手続きは適正に行われているか。

(団体)

- ・交付目的に従って事務事業が実施されているか。
- ・出納簿等関係帳票及び領収書等証票類の整備、保存は適切か。
- ・会計経理上の責任体制は確立されているか。
- ・規約等の整備及び内部監査の実施状況は適切か。

6. 監査の方法

すべての部局を対象に、令和元年度に事業実績があり、かつ、令和2年度において市の庁舎内に事務局を置き、本市の職員がその団体事務に従事している任意団体（実行委員会を含む。）について、「調査票」の提出を求め、任意団体の運営等の状況について確認した。その結果、142の任意団体に関する報告があった。その後、報告のあった任意団体のうち、団体の設立目的、財政的支援の状況、団体の設立経過年数などの任意団体の特性や平成22年度行政監査の対象団体などを考慮し、また、特定の部局や同種の団体に偏在しないよう全体的な調整を図りながら、次の14団体を抽出し、関係書類の審査を行うとともに現地監査を含め、関係部局等の職員から聞き取りを実施した。

- ◎社会を明るくする運動北見市推進委員会
- 常呂川水系環境保全対策協議会
- ◎北見市遺族会
- 北見市青少年健全育成推進会
- 北見市農業振興会議北見自治区部会（現地監査含む）
- ◎がぶりがるちゃー事業実施委員会（現地監査含む）
- オホーツク新エネルギー開発推進機構（現地監査含む）
- きたみ菊まつり実行委員会（現地監査含む）
- ◎香り彩るまちづくり推進機構
- 北見市端野町自治連絡会
- まちを語る集い実行委員会
- 留辺薬みどり祭実行委員会
- 北見市佐川町教育交流推進委員会
- ◎ホクレン・ディスタンスチャレンジ北見大会実行委員会

※ ◎は平成22年度行政監査対象団体

7. 監査の期間

令和2年5月18日から令和2年12月16日まで

8. 集計結果

市の庁舎内に事務局を置く、部局別の任意団体（以下、「団体」という。）は次のとおりです。

部局別の団体事務局設置の状況

部局名	所管課	団体の数			平成22年度 団体数
		補助金等 交付団体	補助金等の 交付のない 団体	計	
市長部局	40	80	41	121	111
企画財政部	2	2	0	2	2
総務部	2	2	0	2	3
市民環境部	8	10	10	20	23
保健福祉部	2	4	2	6	11
子ども未来部	4	9	1	10	0
農林水産部	3	10	7	17	12
商工観光部	3	14	2	16	13
都市建設部	4	6	4	10	13
端野総合支所	5	9	2	11	9
常呂総合支所	3	8	7	15	14
留辺蘂総合支所	4	6	6	12	11
議会事務局	1	1	1	2	3
農業委員会	2	1	1	2	8
学校教育部	3	5	0	5	3
社会教育部	7	10	2	12	15
計	53	97	45	142	140

部局別では、市民環境部が20団体で最も多く、続いて農林水産部となっている。市から補助金等の財政支援を受けている団体は、97団体（68.3%）となっており、市からの財政支援を受けていない団体は45団体あり、これらは市職員が事務局を担当し人的支援のみを行っている団体である。

(1) 団体の概要

① 団体代表者の状況は、下表のとおりである。

区 分	市職員が代表者				市職員以外が代表	代表者がいない団体	計
	市 長	副市長	教育長	部長・次長・課長			
団体数	18	1	2	23	97	1	142
構成比(%)	12.7	0.7	1.4	16.2	68.3	0.7	100.0
団体数 (H22)	12	5	1	15	107	0	140

市職員が代表となっている団体は 44 団体で、全体の 31.0%である。

② 団体設立の経過年数の状況は、下表のとおりである。

区 分	5年未満	5~10年未満	10~20年未満	20~30年未満	30年以上	不詳	計
団体数	5	15	34	22	65	1	142
構成比(%)	3.5	10.6	23.9	15.5	45.8	0.7	100.0
団体数 (H22)	20	15	34	27	43	1	140

設立後の年数が 30 年以上の団体が 65 団体で、45.8%である。

③ 市から交付された補助金等及び委託料が団体の収入合計に占める割合は、下表のとおりである。

市から交付された補助金等及び委託料が団体の収入に占める割合

区 分	交付なし	30%未満	30~50%未満	50~70%未満	70~90%未満	90%以上	計
団体数	45	30	6	10	24	27	142
団体数 (H22)	65	18	8	14	15	20	140

交付なしの 45 団体を除いた 97 団体中、収入合計に占める割合 30%未満が 30 団体で最も多く、続いて 90%以上の 27 団体となっている。市の補助金が 100%の団体は 13 団体である。

(2) 市職員の団体役員への就任状況

① 市職員の団体役員への就任状況は、下表のとおりである。

区 分	特別職のみ	特別職と 一般職	一般職のみ	なし	計
団体数	14	14	41	73	142

② 市職員の役職別の就任状況は、下表のとおりである。

区 分	市 長	副市長	教育長	その他 の特別 職	部長・次 長・課長	係長	担当	計
団体数	22	4	6	0	69	4	3	108
団体数 (H22)	22	8	6	2	38	1	0	77

注:1 団体で、複数の職員が就任している場合がある。

市職員(特別職を含む)が役員へ就任している団体は142団体中69団体で、役職別では、部長・次長・課長が最も多くなっている。

③ 市職員(一般職)が役員に就任する場合の服務手続きの状況は、下表のとおりである。

区 分	服務手続き有り		服務手続きなし	計
	職務専念 義務の免除	職務命令		
団体数	3	8	44	55
構成比(%)	5.5	14.5	80.0	100.0

地方公務員法35条により職務に専念する義務が課せられているため、団体事務に従事するためには、職務専念義務を免除するか、当該事務に従事させるべく職務命令を行う必要がある。

一般職の市職員が団体の役員に就任するに当たっての服務手続きについては、決裁文書等書面による事務処理が行われている団体が11団体、決裁文書等書面による事務処理が行われていない団体、あるいは文書が保存されていない団体が44団体と80.0%を占めている。

(3) 事務局の設置状況

① 事務局長の市等における役職は、下表のとおりである。

区 分	市 職 員					団体の 代表者 等	設置 なし	計
	部長	次長	課長	係長	担当			
団体数	15	15	82	1	5	19	5	142
構成比(%)	10.6	10.6	57.7	0.7	3.5	13.4	3.5	100.0
団体数 (H22)	14	9	78	5	3	18	13	140

団体の事務局長への市職員の就任状況と市における役職については、142 団体中、市職員が事務局長に就任している団体は 118 団体 (83.1%) で、市における役職では課長が 82 団体で最も多く、続いて部長、次長の 15 団体となっている。

② 服務手続きは下表のとおりである。

区 分	服務手続き有り		服務手続きなし	計
	職務専念 義務の免除	職務命令		
団体数	6	52	84	142
構成比(%)	4.2	36.6	59.2	100.0

市職員が団体の事務局に従事する場合の服務手続きについては、多くが職務命令の形態による事務従事となっているが、決裁文書による事務処理が行われていない団体、あるいは文書が保存されていない団体が 84 団体と約 6 割を占めている。

(4) 団体の規約等の整備状況

① 団体の会則等の制定状況は、下表のとおりである。

区 分	有	無	計
団体数	141	1	142
団体数 (H22)	136	4	140

会則が制定されていない団体は 1 団体で、全体の 0.7% である。

② 決裁規程の制定状況は、下表のとおりである。

区 分	有	無	計
団体数	74	68	142
団体数 (H22)	2	138	140

決裁規程が制定されていない団体は 68 団体で、全体の 47.9%である。

③ 会計規程の制定状況は、下表のとおりである。

区 分	有	無	計
団体数	86	56	142
団体数 (H22)	5	135	140

会計規程が制定されていない団体は 56 団体で、全体の 39.4%である。

※会計規程が制定されていない 56 団体には、収支を伴わないため会計事務を行っていない団体が含まれている。収支を伴わないため会計事務を行っていない 13 団体を除いた会計規程が制定されていない団体数は 43 団体である。

④ 事務局を置く規定の有無は、下表のとおりである。

区 分	有	無	計
団体数	102	40	142
団体数 (H22)	109	31	140

団体の会則等に事務局を市庁舎内に置く旨の規定がある団体は 102 団体で、全体の 71.8%である。

⑤ 総会の有無は、下表のとおりである。

区 分	有	無	計
団体数	122	20	142

総会を行っている団体は 122 団体で、全体の 85.9%である。

(5) 団体における会計事務の状況等

① 会計事務の実施状況

区 分	会計事務を行 っている	会計事務を行っていない		計
		収支を伴わないため	会計事務に携わ っていないため	
団体数	128	13	1	142

② 現金出納簿の整備状況

区 分	有	無	計
団体数	126	2	128
団体数 (H22)	124	2	126

会計事務を行っていない14団体を除く128団体中、現金出納簿が整備されていない団体は2団体で、全体の1.6%である。

③ 収入・支出に係る決裁書類等の作成

区 分	有	無	計
団体数	122	6	128
団体数 (H22)	119	7	126

会計事務を行っていない14団体を除く128団体中、収入・支出にかかる決裁書類等が作成されていない団体は6団体で、全体の4.7%である。

④ 監査機関の有無は、下表のとおりである。

区 分	有	無	計
団体数	126	2	128
団体数 (H22)	124	2	126

会計事務を行っていない14団体を除く128団体中、監査機関が設置されていない団体が2団体である。

⑤ 会計監査の実施状況

区 分	事務局職員	団体監事	担当部局	実施なし
団体数	128	125	85	0
団体数 (H22)	67	123	23	0

会計事務を行っていない14団体を除く128団体中、団体の監事による検査が125団体で実施され、1団体が監事を設置しているにもかかわらず未実施であった。事務局職員による検査は、128団体で実施されており、会計の検査はすべての団体で実施されている。

(6) 現金等の管理状況

① 代表者印の管理状況は、下表のとおりである。

区 分	事務局（市職員）				団体役員・職員	代表者印 のない団 体	計
	部長・ 次長	課長	係長	担当			
団体数	6	96	6	14	9	11	142
団体数 (H22)	2	76	17	25	3	17	140

市職員が代表者印を管理している団体が122団体あり、代表者印のない11団体を除いた131団体の93.1%を占めている。

② 通帳の名義人は、下表のとおりである。

区 分	事務局（市職員）				団体役員・職員	団体名	通帳の ない団 体	計
	部長・ 次長	課長	係長	担当				
団体数	14	18	0	0	63	34	12	141
団体数 (H22)	6	18	2	2	73	24	15	140

会計事務に携わっていない1団体を除く141団体中、通帳の名義が団体の代表者等または団体名となっている団体が97団体で、通帳のない12団体を除いた129団体の75.2%を占めているが、団体名とともに市職員の名義となっている通帳が32団体で24.8%である。

③ 通帳を管理する担当者は、下表のとおりである。

区 分	事務局（市職員）				団体役員・職員	通帳のない 団体	計
	部長・ 次長	課長	係長	担当			
団体数	19	35	31	37	7	12	141
団体数 (H22)	0	25	59	37	4	15	140

会計事務に携わっていない1団体及び通帳のない12団体を除いた通帳を管理している団体が129団体あり、そのうち市職員が通帳を管理している団体は122団体で、94.6%を占めている。役職別では担当が通帳を管理している団体が37団体である。

④ 通帳印を管理する担当者は、下表のとおりである。

区 分	事務局（市職員）				団体役員・職員	通帳のない 団体	計
	部長・ 次長	課長	係長	担当			
団体数	9	100	7	6	7	12	141
団体数 (H22)	3	87	14	18	3	15	140

会計事務に携わっていない1団体及び通帳のない12団体を除いた通帳印を管理している団体が129団体あり、そのうち市職員が通帳印を管理している団体は122団体で、94.6%を占めている。役職別では課長が通帳印を管理している団体が100団体である。

⑤ 現金保管の有無は、下表のとおりである。

区 分	有	無	計
団体数	35	93	128
団体数 (H22)	23	103	126

会計事務を行っていない14団体を除く128団体中、現金を保管している団体は35団体、27.3%である。

⑥ 財産管理の状況は、下表のとおりである。

区 分	財産有		財産無	計	
	市職員が管理	団体役職員が管理			
団体数	39	33	6	102	141
団体数 (H22)	30	25	5	110	140

会計事務に携わっていない1団体を除く141団体中、団体等の財産管理の状況では、財産を有する団体は39団体、27.7%で、そのうち市職員が管理している団体が33団体となっている。

⑦ 備品台帳の有無は、下表のとおりである。

区 分	有	無	計
団体数	27	12	39
団体数 (H22)	9	21	30

備品を有する団体は39団体で、備品台帳を整備している団体は27団体、69.2%である。

(7) 団体への支援等の現状

① 前回調査（平成22年度）からの団体への支援等の変化については、下表のとおりである。

区 分	平成22年度以降継続	平成22年度以降の新規事業	平成22年度時点では、事務局を担っていなかったが、諸事情により事務局を担うようになった。	計
団体数	116	20	6	142

団体への支援等の状況については、平成22年度に行った調査以降も継続して事務局を担っている団体は116団体あり、平成22年度以降の新規事業等で事務局を担うことになった団体は26団体となっている。

② 市に事務局を置く理由については、下表のとおりである。

区 分	団体の人材不足	公益性が高く、市との協働が不可欠である。	市が事務局を担うことにより事務が円滑になる。	その他	計
団体数	11	41	77	13	142

市の庁舎内に事務局を置くことの必要性については、市が事務局を担うことにより事務が円滑になると回答した団体が77団体で54.2%。公益性が高く市との協働が不可欠であると回答した団体が41団体で28.9%を占めた。合わせると118団体で83.1%を占めている。

(8) 今後の方向性に関する担当課の意向について

① 市に事務局を置く必要性については、下表のとおりである。

区 分	市以外の団体等に事務局を移管する検討	市に事務局を置くことはやむを得ず継続	市に事務局を置くことが望ましい	その他	計
団体数	3	56	78	5	142

市の庁舎内に事務局を置くことの必要性については、置くことが望ましいと回答した団体が78団体で54.9%を占め、やむを得ないと回答した団体が56団体と合わせると134団体、94.4%を占め、移管する検討が必要があると回答した団体は3団体、2.1%にとどまった。

9. 個別監査の結果

1	抽出団体名	社会を明るくする運動北見市推進委員会
	補助金等の名称	社会を明るくする運動北見市推進委員会補助金
	所管部課	市民環境部市民活動課

1 団体の目的

北見市市民憲章の精神を踏まえ、家庭・家族・学校・職場及び地域の理解と参加のもと、全ての市民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」の更生支援活動の普及および啓発活動、「市民のつどい」の開催等を実施している。

2 監査結果および意見

(1) 団体の決算規模等の状況

令和元年度決算および令和2年度予算は、下表のとおりである。

令和元年度決算額 (収入)	令和2年度予算額	令和2年度繰越額	令和元年度市からの補助金等
316,968 円	320,000 円	0 円	221,968 円

上記補助金額が決算額に占める割合は、70.0%となっている。

(2) 団体の運営等に関する事項

- ・補助要綱で認められている事前着手の書面による手続きがされていないため、要綱に基づき適正な事務処理を図られたい。
- ・出納簿に一部記載漏れがあったほか、補助対象外経費を補助対象としているものがあつた。適正な出納事務の徹底を図られたい。

(3) 団体に対する市職員の関与に関する事項

- ・当該事業は、長期にわたり継続的に事務局を担っているが、職員が事務を行うにあたっての事務従事手続きがされていないため、早急に必要な手続きを行い、改善されたい。

2	抽出団体名	常呂川水系環境保全対策協議会
	補助金等の名称	常呂川水系環境保全対策協議会負担金
	所管部課	市民環境部環境課

1 団体の目的

常呂川水系における総合的な環境保全対策を推進し、潤いと安らぎのある快適な生活環境に寄与するため、水質調査、啓発活動、環境教育事業、河川環境セミナーの開催等を実施している。

2 監査結果および意見

(1) 団体の決算規模等の状況

令和元年度決算および令和2年度予算は、下表のとおりである。

令和元年度決算額 (収入)	令和2年度予算額	令和2年度繰越額	令和元年度市からの補助金等
6,624,771 円	6,979,000 円	1,078,255 円	4,838,000 円

上記負担金額が決算額に占める割合は、73.0%となっている。

(2) 団体の運営等に関する事項

- ・支出伝票の決裁区分の誤りがあったことから、適正な事務処理の徹底を図られたい。
- ・団体の備品について、台帳が整備されていないため、財産の所在、登録・抹消等は明確にし、管理するよう改善されたい。

(3) 団体に対する市職員の関与に関する事項

- ・規約および各種規程については整備されているが、規程等で定める充て職に関する決裁がされていないため、早急に必要な決裁をうけ、職責の明確化を図られたい。

3	抽出団体名	北見市遺族会
	補助金等の名称	北見市遺族会運営費補助金
	所管部課	保健福祉部総務課

1 団体の目的

北見市遺族会は、英霊の顕彰、戦没者遺族の処遇の改善、遺族相互の親睦と交流を図ることを目的として、国や北海道、北見市などが執り行う戦没者追悼式への参加、各種研修会への参加等の事業を実施している。

2 監査結果および意見

(1) 団体の決算規模等の状況

令和元年度決算および令和2年度予算は、下表のとおりである。

令和元年度決算額 (収入)	令和2年度予算額	令和2年度繰越額	令和元年度市からの補助金等
949,400 円	929,000 円	0 円	568,000 円

上記補助金額が決算額に占める割合は、59.8%となっている。

(2) 団体の運営等に関する事項

- ・当該団体の規約には事務局長の規定はあるものの、現在、事務局長は選任されておらず、市の会計年度任用職員1人が事務局職員として団体事務を担っている。内部けん制が機能していない状況にあることから、早急に事務局体制の改善を検討されたい。
- ・預金通帳と通帳印が同じ場所に保管されており、事務局職員が1人で管理している状況があるので、事故防止の観点から早急に改善されたい。
- ・決裁規程および会計規程が制定されていない。当該団体の事業運営や会計処理の適正化を確保するため、諸規程の整備を図られたい。
- ・補助金交付事務にかかわり、補助対象経費は「4支部の活動費助成金」であるが、各支部の事業内容や会計事務については十分な確認がされずに、補助金を確定しているので、関係規程に基づき適正な処理に努められたい。

(3) 団体に対する市職員の関与に関する事項

- ・当該事業は、長期にわたり継続的に事務局を担っているが、職員が事務を行うにあたっての事務従事手続きがされていないため、早急に必要な手続きを行い、改善されたい。

(4) 団体に対する今後の支援等のあり方に関する事項

- ・当該団体を構成する4つの支部組織のうち、北見自治区を除く3つの支部組織においては、事務局を市職員以外の福祉関係団体の職員が担っている。当該団体の事務局を市に置き、本市の職員が団体事務に従事することの必要性について、十分な検討をする必要があると思われる。

4	抽出団体名	北見市青少年健全育成推進会
	補助金等の名称	北見市青少年健全育成推進会補助金
	所管部課	子ども未来部青少年課

1 団体の目的

北見市青少年健全育成推進会は、北見市の地域青少年の健全育成を図るため、明るく豊かな環境づくり、青少年団体グループ活動の育成その他地域課題の解決のため、各青少年関係団体と綿密な連携をとり、地域における青少年施策を総合的に推進することを目的として設立され、地区青少年健全育成推進会で組織されている。

2 監査結果および意見

(1) 団体の決算規模等の状況

令和元年度決算および令和2年度予算は、下表のとおりである。

令和元年度決算額 (収入)	令和2年度予算額	令和2年度繰越額	令和元年度市からの補助金等
575,940 円	600,000 円	0 円	575,940 円

上記補助金額が決算額に占める割合は、100.0%となっている。

(2) 団体の運営等に関する事項

- ・会計規程等の形骸化が見られたので、諸規程について改善されたい。

(3) 団体に対する市職員の関与に関する事項

- ・継続的に補助を行っている事業であるため、補助目的や補助範囲を明確にした補助要綱を作成するとともに、事前協議の規定について、補助要綱で整理するよう対応されたい。

5	抽出団体名	北見市農業振興会議北見自治区部会
	補助金等の名称	北見市農業振興会議北見自治区部会負担金
	所管部課	農林水産部農政課

1 団体の目的

北見市の基幹産業である農業の振興を目指し、関係機関、団体が一体となり、担い手の育成・確保のため新規就農研修支援事業、実習生受入支援事業、各種研修会等への支援事業を実施している。

2 監査結果および意見

(1) 団体の決算規模等の状況

令和元年度決算および令和2年度予算は、下表のとおりである。

令和元年度決算額 (収入)	令和2年度予算額	令和2年度繰越額	令和元年度市からの補助金等
2,949,040 円	3,624,700 円	1,094,638 円	800,000 円

上記負担金額が決算額に占める割合は、27.1%となっている。

(2) 団体の運営等に関する事項

- ・決裁規程および会計規程が制定されていない。当該団体の事業運営や会計処理の適正化を確保するため、諸規程の整備を図られたい。
- ・一部の支出において、戻入を相殺して処理するなどの会計事務を行っていた。明確な取り扱いにあらため、事務の改善を図られたい。

(3) 団体に対する市職員の関与に関する事項

- ・当該事業は、長期にわたり継続的に事務局を担っているが、職員が事務を行うにあたっての事務従事手続きがされていないため、早急に必要な手続きを行い、改善されたい。

6	抽出団体名	がぶりかるちゃー事業実施委員会
	補助金等の名称	がぶりかるちゃー事業実施委員会補助金
	所管部課	農林水産部農林整備課

1 団体の目的

北見市の持つ農村地域の豊かな自然環境を活用し、農作物の収穫体験等のイベントを通して農業の大切さを身近に感じ、理解を深めるとともに、ふるさとの活性化を図ることを目的としており、平成14年度からは農産物の収穫を体験する「家族いも掘り体験会」を実施している。

2 監査結果および意見

(1) 団体の決算規模等の状況

令和元年度決算および令和2年度予算は、下表のとおりである。

令和元年度決算額 (収入)	令和2年度予算額	令和2年度繰越額	令和元年度市からの補助金等
465,312円	325,000円	0円	223,762円

上記補助金額が決算額に占める割合は、48.1%となっている。

(2) 団体の運営等に関する事項

- ・ 決裁規程および会計規程が制定されていない。当該団体の事業運営や会計処理の適正化を確保するため、諸規程の整備を図られたい。
- ・ 実施事業の支出に係る資金前渡伝票を作成せずに事務を行っていたことから、適正な事務処理の徹底を図られたい。

(3) 団体に対する市職員の関与に関する事項

- ・ 継続的に補助を行っている事業であるため、補助目的や補助範囲を明確にした補助要綱を作成されたい。
- ・ 当該事業は、長期にわたり継続的に事務局を担っているが、職員が事務を行うにあたっての事務従事手続きがされていないため、早急に必要な手続きを行い、改善されたい。

7	抽出団体名	オホーツク新エネルギー開発推進機構
	補助金等の名称	オホーツク新エネルギー開発推進機構負担金
	所管部課	商工観光部工業振興課

1 団体の目的

地球温暖化の防止に資するため、地域に賦存する新エネルギーの多角的な活用の可能性を求め、その総合的な方策について協議し、地域展開を図るとともに、オホーツク地方のイメージアップと地域活性化を目的に事業を実施している。

2 監査結果および意見

(1) 団体の決算規模等の状況

令和元年度決算および令和2年度予算は、下表のとおりである。

令和元年度決算額 (収入)	令和2年度予算額	令和2年度繰越額	令和元年度市からの補助金等
3,710,510円	4,364,200円	864,188円	3,400,000円

上記負担金額が決算額に占める割合は、91.6%となっている。

(2) 団体の運営等に関する事項

- ・支出票の摘要欄に不備があったことから、適正な支出事務の徹底を図られたい。

(3) 団体に対する市職員の関与に関する事項

- ・当該事業は、長期にわたり継続的に事務局を担っているが、職員が事務を行うにあたっての事務従事手続きがされていないため、早急に必要な手続きを行い、改善されたい。

8	抽出団体名	きたみ菊まつり実行委員会
	補助金等の名称	第 67 回きたみ菊まつり補助金
	所管部課	商工観光部観光振興課

1 団体の目的

北見自治区の花である菊の栽培等に対する技術向上を図るとともに、鑑賞者には感動と心の安らぎを与え、文化・伝統・芸術への認識を高めながら、明るく生き生きとした「市民まつり」を創造し、併せて北見の観光資源の充実と産業の振興を図ることを目的に事業を実施している。

2 監査結果および意見

(1) 団体の決算規模等の状況

令和元年度決算および令和2年度予算は、下表のとおりである。

令和元年度決算額 (収入)	令和2年度予算額	令和2年度繰越額	令和元年度市からの補助金等
18,388,239 円	2,502,000 円	0 円	12,191,444 円

上記補助金額が決算額に占める割合は、66.3%となっている。

(2) 団体の運営等に関する事項

- ・ 決裁を受けずに支出しているものなどがあつたため、適正な支出事務の徹底を図られたい。

(3) 団体に対する市職員の関与に関する事項

- ・ 当該事業は、長期にわたり継続的に事務局を担っているが、職員が事務を行うにあたっての事務従事手続きがされていないため、早急に必要な手続きを行い、改善されたい。

9	抽出団体名	香り彩るまちづくり推進機構
	補助金等の名称	香り彩るまちづくり推進機構負担金
	所管部課	都市建設部公園緑地課

1 団体の目的

北見地域のハッカの歴史的遺産を受け継いで香りを意識した個性的な地域文化を再創造し、魅力ある精神風土の灯りを再び世界に輝かすことを目的として、香りゃんせ公園のハーブ植栽、香りゃんせフェスティバル、ハーブを活用する講習会等を実施している。

2 監査結果および意見

(1) 団体の決算規模等の状況

令和元年度決算および令和2年度予算は、下表のとおりである。

令和元年度決算額 (収入)	令和2年度予算額	令和2年度繰越額	令和元年度市からの補助金等
2,199,098 円	1,122,500 円	260,958 円	1,350,000 円

上記負担金額が決算額に占める割合は、61.4%となっている。

(2) 団体の運営等に関する事項

- ・支出伝票の記載誤り等があったことから、適正な事務処理の徹底を図られたい。
- ・団体の備品について、台帳が整備されていないため、財産の所在、登録・抹消等は明確にし、管理するよう改善されたい。

(3) 団体に対する市職員の関与に関する事項

- ・概ね適正である。

10	抽出団体名	北見市端野町自治連絡会
	補助金等の名称	北見市端野町自治連絡会補助金
	所管部課	端野総合支所市民環境課

1 団体の目的

地域における自主的活動を推進し、明るく豊かな地域づくりを目的に、地域住民が主体となる地域社会の構築を図るため、スポーツ大会・まちづくり推進大会等を実施している。

2 監査結果および意見

(1) 団体の決算規模等の状況

令和元年度決算および令和2年度予算は、下表のとおりである。

令和元年度決算額 (収入)	令和2年度予算額	令和2年度繰越額	令和元年度市からの補助金等
4,349,343 円	4,481,000 円	0 円	373,090 円

上記補助金額が決算額に占める割合は、8.6%となっている。

※令和元年度決算額（収入）には、北見市からの収入として、北見市端野町自治連絡会補助金のほかに北見市住民自治推進交付金が含まれている。

(2) 団体の運営等に関する事項

- ・概ね適正である。

(3) 団体に対する市職員の関与に関する事項

- ・概ね適正である。

11	抽出団体名	まちを語る集い実行委員会
	補助金等の名称	まちを語る集い補助金
	所管部課	常呂総合支所市民環境課

1 団体の目的

広く住民が郷土の再発見と未来に希望の持てるまちづくりについて、幅広い層の住民が集いみんなで語り合う場を作ることを目的に事業を実施している。

2 監査結果および意見

(1) 団体の決算規模等の状況

令和元年度決算および令和2年度予算は、下表のとおりである。

令和元年度決算額 (収入)	令和2年度予算額	令和2年度繰越額	令和元年度市からの補助金等
62,709 円	120,000 円	0 円	62,709 円

上記補助金額が決算額に占める割合は、100.0%となっている。

(2) 団体の運営等に関する事項

- ・ 決裁規程および会計規程が制定されていない。当該団体の事業運営や会計処理の適正化を確保するため、諸規程の整備を図られたい。
- ・ 請求印が押印されていない請求書により支出を行っていた。適正な支出事務の徹底を図られたい。

(3) 団体に対する市職員の関与に関する事項

- ・ 当該事業は、長期にわたり継続的に事務局を担っているが、職員が事務を行うにあたっての事務従事手続きがされていないため、早急に必要な手続きを行い、改善されたい。

12	抽出団体名	留辺薬みどり祭実行委員会
	補助金等の名称	留辺薬みどり祭事業補助金
	所管部課	留辺薬総合支所建設課

1 団体の目的

市民と協働でみどりの街づくりをすることで、緑化意識の向上、林産業の発展を図ることを目的に「みどり祭」及び「緑化推進」の各関連事業を実施運営している。

2 監査結果および意見

(1) 団体の決算規模等の状況

令和元年度決算および令和2年度予算は、下表のとおりである。

令和元年度決算額 (収入)	令和2年度予算額	令和2年度繰越額	令和元年度市からの補助金等
2,146,478 円	0 円	0 円	2,046,478 円

上記補助金額が決算額に占める割合は、95.3%となっている。

(2) 団体の運営等に関する事項

- ・概ね適正である。

(3) 団体に対する市職員の関与に関する事項

- ・当該事業は、長期にわたり継続的に事務局を担っているが、職員が事務を行うにあたっての事務従事手続きがされていないため、早急に必要な手続きを行い、改善されたい。

13	抽出団体名	北見市佐川町教育交流推進委員会
	補助金等の名称	北見市佐川町教育交流推進事業補助金
	所管部課	学校教育部学校教育課 学校教育部常呂教育事務所総務課

1 団体の目的

常呂自治区開拓ゆかりの高知県佐川町との交流を通じて、常呂自治区と佐川町との関連や文化及び伝統の相互理解を深めることを目的とし、児童の派遣と受け入れを交互に実施し、教育交流、姉妹都市交流の推進を図っている。

2 監査結果および意見

(1) 団体の決算規模等の状況

令和元年度決算および令和2年度予算は、下表のとおりである。

令和元年度決算額 (収入)	令和2年度予算額	令和2年度繰越額	令和元年度市からの補助金等
601,391 円	140,000 円	0 円	601,391 円

上記補助金額が決算額に占める割合は、100.0%となっている。

(2) 団体の運営等に関する事項

- ・支出伺・支出負担行為伝票が作成されていない等の事務処理があったことから、適正な事務処理の徹底を図られたい。

(3) 団体に対する市職員の関与に関する事項

- ・継続的に補助を行っている事業であるため、補助目的や補助範囲を明確にした補助要綱を作成されたい。
- ・当該事業は、長期にわたり継続的に事務局を担っているが、職員が事務を行うにあたっての事務従事手続きがされていないため、早急に必要な手続きを行い、改善されたい。

14	抽出団体名	ホクレン・デ [®] ィスタンスチャレンジ 北見大会実行委員会
	補助金等の名称	ホクレン・デ [®] ィスタンスチャレンジ 北見大会事業補助金
	所管部課	社会教育部スポーツ課

1 団体の目的

地域スポーツの振興と活性化を図ることを目的とし、国内の陸上中・長距離界のトップアスリート達によるタイム更新を目指した記録会を行うことにより、一般市民や地元陸上競技部の児童・生徒にトップレベルの観戦機会を提供している。

2 監査結果および意見

(1) 団体の決算規模等の状況

令和元年度決算および令和2年度予算は、下表のとおりである。

令和元年度決算額 (収入)	令和2年度予算額	令和2年度繰越額	令和元年度市からの補助金等
3,983,719 円	4,273,000 円	0 円	2,999,512 円

上記補助金額が決算額に占める割合は、75.3%となっている。

(2) 団体の運営等に関する事項

- ・支出伝票の決裁区分の誤り等があったことから、適正な事務処理の徹底を図りたい。

(3) 団体に対する市職員の関与に関する事項

- ・概ね適正である。

10. 監査意見

(1) 団体の運営等に関する事項

・会則等の整備について

平成 22 年度の監査では、140 団体中 4 団体の会則等が未整備であったが、今回は 142 団体中 1 団体と改善がみられる。会則は、団体設置・運営の根拠となるものであるので、整備を図られたい。

・決裁規程等の整備について

平成 22 年度の監査では、ほとんどの団体が、決裁規程・会計規程について未整備であったが、今回の監査では、決裁規程は 142 団体中 74 団体 (52.1%)、会計規程は 86 団体 (60.6%) が整備し改善がみられるものの、いまだ不十分である。各種規程は、団体の事務処理の基準となるものであり、会計事務等の透明性を確保するものである。早急に整備を図られたい。

・現金等の管理について

今回の監査において、会計事務を行っている 128 団体中、現金出納簿を整備していない団体 2 団体、収入・支出にかかる決裁書類等を作成せずに会計事務を行っている団体 6 団体があった。団体の会計は、外部に対して説明責任を果たすうえからも、現金の流れを明確にする必要がある。早急に整備を図られたい。

また、一部の団体では、通帳と通帳印を同一人が管理していたり、管理職でないものが管理している実態があった。また、通帳・通帳印を施錠できない場所に管理しているとの回答が、通帳で 1 団体、通帳印で 7 団体あった。令和 2 年 4 月 7 日付で、総務部より発出されている「外郭団体における経理事務の適切な執行について」の通知に基づき、点検、改善を図られたい。

・団体の財産管理の状況について

備品等の財産を有する団体が 141 団体（会計事務に携わっていない 1 団体を除く）中 39 団体あり、平成 22 年度監査より増加している。39 団体のうち、備品台帳を整備している団体は 27 団体であり、12 団体が未整備である。財産の帰属の明確化と透明性を高めるうえからも早急に台帳の整備を図られたい。

- ・ 監査機関について

監査機関が必要な 128 団体中 2 団体に、監査機関がなかった。監査機関は、団体の適正な財務会計の執行を担保し、透明性を確保するために必要な機関であるので、監査機関を持たない団体は整備を図られたい。

(2) 団体に対する市職員の関与に関する事項

- ・ 服務関係手続き等について

市職員（一般職）が団体の事務局の職務に従事する場合、服務の手続きが必要であるが、142 団体中 84 団体で手続きされないまま従事しているとの回答であった。また、服務の手続きがされている 58 団体中、6 団体が職務専念義務免除による事務従事、52 団体が職務命令による事務従事であった。

団体事務に従事することの必要性を検証するとともに、服務手続きの適正化を図られたい。

1 1. むすび

今回の監査は、平成 22 年度に行った「市の庁舎内に事務局を置く任意団体の事務執行について」と同じテーマとし、前回の行政監査から 10 年が経過し、社会経済情勢や行政ニーズ、市民ニーズが変化するなか、団体の業務に対する市職員の関与、団体への市費支出、団体の事業運営などについて前回監査との比較を通して検証することを目的に、142 団体の監査と抽出した 14 団体について個別監査（うち 4 団体は現地監査実施）を行った。

市の庁舎内に事務局を置く団体は、平成 22 年度は 140 団体、今回は 142 団体と総体数に変化はないが、142 団体中 20 団体は設立から 10 年未満であり、新規団体について、当初から市が事務局を担っている傾向が見受けられる。

団体設立の経過年数について、10 年以上の団体が 85.2%（うち、30 年以上 45.8%）であり、援助期間が長期化している。ほとんどの団体が、平成 22 年度の監査以降も継続して市が事務局を担っており、そのことにより事務が円滑となり、今後も事務局を担うことが望ましいとの回答であった。市が事務局を担うことで、効率的に業務を遂行できるという点がある反面、市が団体と一体であると受け取られる可能性や両者の関係に相互けん制が働かない恐れが生じることも懸念される。事務局のあり方を市、団体双方で今一度検証し、明確で透明性のある団体運営を図っていただきたい。

負担金については、事業終了後、実績報告による精算が生じないことから、多額の繰越金を保有している団体も見られた。

第 2 次北見市行財政改革大綱の前期推進計画の中では、事務事業等のゼロベースでの点検、精査による効果の高い事業への重点化と補助金等の整理合理化が明記されており、特に補助金・負担金の見直しにあたっては、

- ① 現在の社会情勢の下で負担・補助等が、その目的から適切か
- ② 目的に対し効果が認められるか
- ③ 負担・補助等すべき事業・活動として適切か
- ④ 経費について効率性が図られているか

の 4 つの基本視点に立ち、補助金・負担金それぞれで基準を定め、見直すとしている。

補助金等の公益性は、社会情勢や市民ニーズなどとともに変化していくことから、市の財政状況（令和元年度決算での経常収支比率 95.0%）を踏まえた上で、補助事業の必要性、経費負担のあり方などを不断に検証し、適正な執行に取り組むよう強く望むものである。

